ストレスチェック制度の流れ【市町村立小中学校教職員】

実施前

事業者（各市町村教育委員会）

方針の決定

市町村立学校総括安全衛生委員会にて所属、職員へ周知

- 目的
- 実施体制
- 実施方法

- 情報の取り扱い
- 結果の保存方法
- 結果等の利用目的・方法
- 結果の提供に関する同意取得方法

- 情報の取り扱いに関する苦情処理
- 不利益な取り扱いの防止　等

受検・フォロー

小中学校教職員

ストレスチェックを受検（ストレス診断システム：５７項

- 各自パソコンにて実施（年2回以上　前期：５～８月　後期10月～１月）
- 個別にパスワードを設定（忘れた場合は、福利課で再設定）

努力義務

個別対応

結果通知
相談窓口の情報提供

ストレスチェックの結果に基づく
ストレス軽減へのセルフケア

集団分析

（実施者）
結果を集団分析

（実施者）
集団分析結果を事業者
（各市町村教育委員会）

〈ストレスが高い者〉

実施者（福利課保健師）

フォローメッセージ送付（OENメールにて個別対応）

〈面接指導対象者〉

医師による面接指導の勧奨
（面接指導の実施を学校長へ報告すること等への同意の確認）

面接指導

希望有

希望無

小中学校教職員

（本人）福利課へ面接希望の申出
（※面接指導の実施を学校長へ
報告すること等への同意）

（本人）福利課へ面接を希望しない旨連絡

（学校長）
勤務状況報告

保健師フォロー

- 保健師相談

職場環境の改善のために活用

（面接希望者）
面接指導にかかる
問診票

必要に応じ相談、
専門医等へ紹介

- 医療機関紹介
- カウンセリング相談（臨床心理士）
- こころの健康相談（※通常利用）
- 民間医療機関メンタルヘルス相談　等

小中学校教職員

実施者（福利課保健師）

事業者（各市町村教育委員会）

共同実施者

医師による面接指導の実施

措置

実施者（福利課保健師）

面接指導実施医師からの意見聴取

- 面接指導を実施した職員のうち、必要時には以下について提言
  ※時間外労働の制限、作業転換等についての意見

事業者（各市町村教育委員会）

必要に応じ就業上の措置の実施

※職員の実情を考慮し、担当業務の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を行う
※不利益な取扱の禁止

評価

実施者（福利課保健師）

ストレスチェックと面接指導実施後の状況の確認

改善事項の検討